

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 1 0 6 0 号)

平成 2 4 年 7 月 2 6 日

横 情 審 答 申 第 1060 号

平 成 24 年 7 月 26 日

横浜市水道事業管理者

土 井 一 成 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成24年2月10日水料第347号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「港北区小机特定地番に於ける水道を止めたことについて、・横浜市の持つ根拠の全部・類似事例の全部・上役の行動記録の全部・当該事案に関する記録の全部・契約名義人の変更の申し入れに関する記録と対応の根拠の全部」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市水道事業管理者が、「港北区小机特定地番に於ける水道を止めたことについて、・横浜市の持つ根拠の全部・類似事例の全部・上役の行動記録の全部・当該事案に関する記録の全部・契約名義人の変更の申し入れに関する記録と対応の根拠の全部」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「港北区小机特定地番に於ける水道を止めたことについて、・横浜市の持つ根拠の全部・類似事例の全部・上役の行動記録の全部・当該事案に関する記録の全部・契約名義人の変更の申し入れに関する記録と対応の根拠の全部」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が平成23年11月17日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

実施機関は、本件申立文書について、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件請求は、港北区小机町特定地番における給水停止を前提とした上で、関係する行政文書について請求されたものである。したがって、非開示決定等を行えば当該地番における給水停止があったことを答えることになり、また、不存在による非開示決定を行えば当該地番における給水停止がなかったことを答えることになる。その結果、当該地番における給水停止の有無が明らかとなり、本件申立文書を開示したのと同様の効果が生じることとなる。
- (2) 特定の世帯における給水停止の有無についての情報は、個人に関する情報である。当該地番における住居の形態や世帯数の多寡にかかわらず、当該地番における給水停止の有無を開示することで、水道メーターの状況の確認等、探索的な調査を行うことにより、特定の世帯における給水停止の有無が明らかとなり、給水停止を受けた特定の個人が識別されるおそれがある。また、特定の個人が識別できない情報で

あったとしても、仮に当該地番における給水停止が存在した場合、一般的に他人に知られたくない個人的な情報であると考えられる給水停止の状況が公になることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから条例第7条第2項第2号本文に該当する。

- (3) したがって、条例第9条に基づき、本件申立文書の存否を明らかにしないで非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のとおり要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全部又は一部を開示するよう求める。
- (2) 本件の開示請求書に港北区小机町特定地番が記載されていることのみをもって個人情報とは特定できない。当該地には戸建住宅ではなくマンションがあり、かつ、その住人は表札をあげているものは誰もいない。
- (3) 申立人は実施機関との間で「港北区小机特定地番に於ける水道を止めたことについて」係争を抱えており、既にその争点には双方に共通認識があり、状況について新たな情報を必要としていない。この環境の中で、実施機関の主張の裏付けとして本件請求を行ったものであり、申立人は、当該係争の経緯などについての個人情報の開示は求めておらず、公文書の特定の為に「港北区小机特定地番に於ける水道を止めたことについて」と記載した中に当該地番があることのみをもって開示を拒むことは出来ない。開示に当たっては、個人情報の部分を非開示とすれば個人情報は守れる。

5 審査会の判断

- (1) 横浜市の水道事業における給水停止処分について

ア 横浜市における水道の管理に関する事項並びに給水についての料金及び給水装置工事の費用負担区分その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項は、水道法（昭和32年法律第177号）その他法令に定めるもののほか、横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）の定めるところによるとされている。

イ 横浜市水道条例第39条では、給水停止処分について規定しており、(ア)使用者等が料金又は加入金を納付しないとき、(イ)使用者等が正当な理由なしに給水装

置の検査を拒んだとき、(ウ)使用者等が水道水の汚染防止又は障害除去のための措置命令に従わなかったとき、(エ)指定給水装置工事事業者が給水装置工事の設計の審査等の規定に違反したとき及び(オ)給水装置工事申込者が工事費を納入しないときのいずれかに該当する場合は、その理由が継続する間、水道の給水を停止するとしている。

(2) 本件請求について

申立人は、本件の開示請求書の「1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄に、「港北区小机特定地番に於ける水道を止めた事について、・・・当該事案に関する記録の全部・契約名義人の変更の申し入れに関する記録・・・」と記載し、港北区小机町特定地番における水道の給水が停止されたことについて、当該事案に関連した行政文書の開示請求を行っている。

そこで、当審査会は本件請求に係る港北区小机町特定地番における地目、建物の状況等について実施機関に確認したところ、当該地番には、小規模の集合住宅しか存在しないことが判明した。さらに、本件請求には特定の個人を示す記載こそないものの、上述の通り、「当該事案に関する記録の全部・契約名義人の変更の申し入れに関する記録」等と記載されており、そうすると、本件請求は、結局、具体的な個人の住居への水道の給水が停止されたことを前提としたものと解さざるを得ない。

したがって、本件請求を特定の個人を名指してその文書の開示を求めたものと解した実施機関の判断は正当である。

(3) 存否応答拒否について

ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在しても、存在し

なくとも適用すべきものである。

また、「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる」とは、通常、保護すべき情報の存在又は不存在が明らかとなり、その結果、非開示とする情報の全部又は一部が判明してしまい、開示するのと同様の状況になってしまうことをいうと解される。

これらのことから、存否応答拒否を行うには、特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること及び 開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件申立文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護されるべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、条例第9条に基づき、本件申立文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が前記(3)イに述べた存否応答拒否の要件を備えているかについて以下検討する。

イ 条例第7条第2項第2号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。

ウ 前記(2)のとおり、本件請求は、特定の個人を名指して行われたのと同様の請求というべきであり、当該個人の住居への水道の給水が停止されたことを前提として、本件申立文書の開示を求めるものである。そのため、本件請求に対して、開示決定又は非開示情報該当を理由とした非開示若しくは一部開示の決定を行った場合には、本件申立文書が存在すること、すなわち特定の個人の住居への水道の給水が停止されたという情報を明らかにすることになる。また、不存在を理由とした非開示決定を行った場合には、特定の個人の住居への水道の給水が停止されなかったという情報を明らかにすることになる。

したがって、本件請求に係る情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第2項第2号本文に該当する。

また、当該情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 以上のとおり、本件請求に対し開示決定、非開示情報該当を理由とする非開示若しくは一部開示の決定又は不存在を理由とした非開示決定をするだけで、特定の個人の住居への水道の給水が停止されたか否かという、非開示となる情報を開示したのと同様の効果が生じることとなる。

したがって、本件処分は存否応答拒否の要件に該当するというべきである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年2月10日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成24年2月16日 (第201回第一部会) 平成24年2月17日 (第133回第三部会) 平成24年2月24日 (第208回第二部会)	・諮問の報告
平成24年4月12日 (第204回第一部会)	・審議
平成24年4月26日 (第205回第一部会)	・審議
平成24年5月31日 (第207回第一部会)	・審議
平成24年6月14日 (第208回第一部会)	・審議
平成24年6月28日 (第209回第一部会)	・審議